

枚方市規則第 12 号

枚方市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年枚方市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(心身の故障による休職の期間)

第2条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当する場合における条例第3条第1項の規定による休職の期間は、当該休職した日から引き続き同項で規定する期間を超えない範囲において、これを更新することができる。

2 地方公務員法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして条例第3条第1項の規定により疾病による職員の休職の期間を定める場合において、当該休職の期間の初日の前日までの1年間に当該疾病と同一の疾病（当該疾病と同一性が認められる疾病を含む。）による休職から復職したことがあるときは、当該復職前の休職の期間を更新するものとして、前項の規定を適用する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 当該疾病ががん登録等の推進に関する法律施行令（平成27年政令第323号）第1条に規定する疾病又はこれに類するものとして長期の療養を要すると任命権者が認める疾病である場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、特別の事情があると任命権者が認める場合

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則 [令和4年3月25日公布]

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に復職している職員についての第2条第2項の規定の適用については、同項中「期間を更新する」とあるのは、「期間（この規則の施行の日前の休職の期間を除く。）を更新する」と読み替えるものとする。